

## 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画に関する中間年の見直しについて（概要） （「岡山いきいき子どもプラン2015」の一部改定）

岡山県が策定している標記の計画（県計画）及び市町村が策定している市町村子ども・子育て支援事業計画（市町村計画）は、本年度が計画期間（H27～31年度）の中間年となる。このたび6市4町が保育サービス等の需給の計画を見直したことを踏まえ、県計画を次のように改定する。

### 記

- 1 計画の名称 岡山いきいき子どもプラン2015
- 2 計画の根拠法令 子ども・子育て支援法第62条第1項
- 3 計画の期間 平成27年度から平成31年度まで（5年間）
- 4 改定の手続 子ども・子育て支援法第62条第5項の規定により、岡山県子ども・子育て会議（同法第77条第4項に基づく設置）の意見聴取を経る。（H30.2.2開催）

### 5 改定する項目及び改定の概要

#### ① 教育・保育の量の見込みとその確保方策 （現行プラン44頁、49～57頁）

市町村計画の改定を県計画に反映させる。

- ・改定した市町村 岡山市、倉敷市、笠岡市、総社市、瀬戸内市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町及び美咲町（うち総社市、美咲町は改定見込み。）
- ・改定の要点 保育の受け皿の整備を加速させる計画となっている。

【県下の保育の受入能力（市町村計画の集計）】

計画年次	年齢階層	0歳	1-2歳	3-5歳	合計
H29年度		4,441	15,065	26,274	45,780
H30年度	見直し前	4,491	15,202	26,515	46,208
	見直し後	4,323	16,575	28,639	49,537
H31年度	見直し前	4,886	15,871	28,498	49,255
	見直し後	4,556	17,274	29,300	51,130

#### ② 認定こども園の県区域ごとの目標設置数 （現行プラン45頁）

岡山市及び倉敷市において本年度までの設置実績が目標設置数を大幅に上回っているため、この2市を中心に、各市町村の現状と方針を踏まえて目標設置数を修正する。

#### ③ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2の「都道府県計画で定める数」 （現行プラン45～46頁）

保育サービスの供給が需要を上回っている地域では、認定こども園の認定等を行わないことができる」とされているが、保育所・幼稚園から認定こども園に移行する場合に限り、そのような地域でも認定することができるようにするため、移行の場合に限り、計画上の需要に一定数を上乗せして供給不足とみなすこととされている。

需給の計画見直し等に伴い、現行計画の当該数値に必要な修正を加える。